

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月11日
管理表No.	0209-52 改訂00

項目	コメント内容
火災 (第12条)	難燃性ケーブル及び難燃ケーブルについて、旧基準での認可（平成22年）の内容から変更があるか説明すること。

(回答)

平成22年の設工認 V火災及び爆発の防止に関する説明書 2.火災及び爆発の防止について において、「使用済燃料貯蔵施設で使用する材料は、実用上可能な限り炭素鋼、難燃性ケーブル等の不燃性、難燃性材料を使用する。」としていた。新規制基準後、ケーブルに難燃性の材料を用いることに変更はないが、ケーブルが燃焼した場合金属キャスクの基本的安全機能への影響が大きい、金属キャスクに直接接続するケーブル^{※1}は、難燃ケーブル^{※2}を適用し、金属キャスクに直接接続しないケーブルは、難燃性ケーブル等^{※3}を適用すると整理した。

※1：(金属キャスクに直接接続するケーブル) 金属キャスク蓋間圧力検出器から貯蔵架台に設置された端子箱までのケーブルと、金属キャスク表面温度検出器から貯蔵架台に設置された端子箱までのケーブル。

※2：(難燃ケーブル) 自己消火性についてUL垂直燃焼試験により、延焼性についてIEEE383又はIEEE1202の実証試験により確認されたケーブル。

※3：(難燃性ケーブル等) 難燃性ケーブルは、JIS C 3005 傾斜試験適合品と同等以上のケーブル。難燃性が確認されていないケーブルは、金属製の盤、電線管に収納する設計とする。

以上